

集計処理に係る論点について

【適用事業場票】 ※非適用事業場票や労働者票における同様の問についても同じ

問番号	ケース	集計処理方針（案）
問 3(1)	問 3（1）に適用労働者の人数が記載されていないが、調査票におけるその後の問には回答があるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・調査時点での適用労働者はいないが、事業場において制度として導入していることは考えられるため、無効票とはしない。 ・しかし集計においては、これらの票を含めた集計と含めない集計とに分けて表章する。
問 3(1)	人数が判別不能のケース	<ul style="list-style-type: none"> ・問 3（2）などの回答で補正できる場合にはできるだけ補正して生かす。
問 3(2)	問 3（2）の合計と、問 3（1）①の合計が合わないケース。又は、問 3（2）の内計と外計が合わないケース	<ul style="list-style-type: none"> ・問 1, 2, 10 などの回答で補正できる場合にはできるだけ補正して生かす。
問 5	問 5で「単独事業場」とされているのに、問 1の範囲内に問 2の人数がおさまっていないケース	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者数よりも、本社・支社等の区分の判断の方が回答を間違える蓋然性が高いと思われることから、問 5のみを不明として集計する。
問 7, 8, 10	「時間」の欄には記載があるが、「分」の欄だけ空欄又は判別不能のケース	「00分」と解する。
問 7, 8, 10	「時間」の欄が空欄又は判別不能で、「分」の欄だけ記載があるケース	原則として、時間も分も不明として集計する。（時間が「0時間」のために空欄にしている可能性は極めて低いと考えられるため。）
問 7(1)	1日の所定労働時間が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間を含めた数と誤認して回答している可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、「4時間未満」又は「12時間超」についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 7(2)	1週間の所定労働時間が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・36協定における時間外労働時間を含めた数と誤認して回答している可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、「20時間未満」又は「60時間超」についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 7(1)(2)	1日の所定労働時間が、1週間の所定労働時間より大きいケース	<p>原則的には論理矛盾なので両方とも不明とするが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明らかに両者を入れ違えて書いていると判断できる場合 ・「1日」は8時間、「1週間」は4時間など、明らかに一方は正しい回答だと考えられる場合

		などは、できる限り補正して生かす。
問 8	みなし労働時間が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・特に数が小さいケースは、法定又は所定労働時間を超過する時間を回答している可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、「4時間未満」又は「12時間超」についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 10(1)	問 9 で「労働時間の状況を把握していない」と回答したにも関わらず、問 10 で時間数が回答されているケース	<ul style="list-style-type: none"> ・問 10 の回答の信頼性が担保できないため、原則として、問 10 は不明として集計する。 ・ただし、疑義照会等において、合理的説明が確認できた場合には、そのまま集計する。
問 10(1)	労働時間の合計が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って平均時間数を記入している可能性や、計算間違いをしている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、 <ul style="list-style-type: none"> －問 3 の人数 × 4 時間 × 14 日未満 －問 3 の人数 × 20 時間 × 28 日超 －労働時間の合計 ÷ 労働日数の合計が、4 時間未満又は 20 時間超 についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 10(1)	労働時間の状況の合計が、みなし労働時間や所定労働時間 × 人数 × 労働日数の値と一致するケース	<ul style="list-style-type: none"> ・機械的に計算された値である可能性などがあるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。
問 10(1)	労働日数の合計が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って平均時間数を記入している可能性や、計算間違いをしている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、 <ul style="list-style-type: none"> －問 3 の人数 × 14 日未満 －問 3 の人数 × 28 日超 についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 10(2)	休憩時間が、通常考えにくいケース (例：45分未満や、3時間超など)	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って休憩時間の合計を記入している可能性などがあるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、例えば、問 3 の人数で割ったらきれいに割り切れて 1 時間となるケースなど、補正できる場合には可能な限り補正する。
問 15(2)	問 15(1) で「特別手当が 1 か月ごとに支払われている」と回答されているが、(2) で、特別手当額が「0円」と	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) と (2) の回答対象時点が異なるため、現在は支払制度があるが、平成 30 年度には「0円」であった可能性などが想定されるため、そのまま集計する。

	されているケース	・ただし、平均値の表章においては、支払手当額の平均値を求める趣旨に鑑み、「0円」の回答は除外した平均値も計算する。
問 18	問 13 で「1」に○を付けていない専門業務型導入事業場なのに、問 18 に回答しているケース	問 18 の回答条件（ディレクション）を満たしていないため、回答は無効とする。
問 19	企画業務型導入事業場なのに、チェックボックスに印をつけて回答を飛ばしている場合	「不明」として集計対象に含む。
問 19	専門業務型導入事業場で、チェックボックスに印がついているが、問 19 の一部又は全部に回答があるケース	原則としては集計対象外となるが、問 19 の全般にわたって回答があるなど、明らかにチェックの付け間違いだと判断できる場合などは、できるだけ生かして集計対象に含める。
問 19(1)	労働者側委員の割合が 0 % 又は 100% のケース	誤記の可能性があるが、原則としてそのまま集計する。
問 20	今後の裁量労働制に対する意見について、回答に矛盾が見られるケース	原則としては矛盾した回答どうしはいずれも「不明」として集計されるが、明らかな誤記入だと判断できる場合には、回答を補正してできる限りご意見を集計できるようにする。 (例えば、(3)で「狭い」に○が付けられているが、付問では具体的に「広い」とする内容が述べられている場合などは、(3)で「狭い」に○が付けられているのが誤記だと判断可能。)
問 20	今後の裁量労働制に対する意見について、(1)は無回答又は判別不能であり、(2)以下に判別不能ではあるがなんらかの記載の痕跡が見られるケース	(2)以下に有効な回答があれば、(1)が無回答等の場合「2. 制度を見直すべき」に回答を補正するが、(2)以下の回答が判別不能であるケースにおいては、特段(1)の回答は補正しない。

【適用労働者票】 ※非適用労働者票における同様の問についても同じ

問番号	ケース	集計処理方針（案）
問 1(1)	複数の業務に○が付けられているケースや判別不能のケース	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する事業場票と照らし合わせて特定できれば、その業務としてカウントする。 ・特定不可能な場合は不明として集計する。
問 1(2) ①	①の業務の従事年数で、「月」に12か月を超える数字が記入されているケース	<ul style="list-style-type: none"> ・「年」が空欄であれば、月数を年数に繰り上げてカウントする。（例：15か月間→1年3か月） ・「年」に記入があるにもかかわらず月数の記載が12か月を超えている場合には、機械的に繰り上げず、②や③の回答などに照らして総合的に判断する。（例：41月→4月1日） ※②③も同様
問 1(2) ① ②	業務の従事年数について、相当な長期間のケース（例：①の従事年数が50年以上、②の現在の勤め先での業務開始が1945年より前など）	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③の回答や、問 20の年齢の問などに照らして総合的に判断する。
問 1(2) ③	裁量労働制が適用された年月について、法令の施行前の年月が回答されているケース	<ul style="list-style-type: none"> ・裁量労働制が創設されたのは昭和63年4月1日であるため、それより前の年月が回答されている場合は、不明として処理する。
問 2(1)	労働日数が「0日」のケース	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてそのまま集計する。 ・ただし、「0日」と回答しているにもかかわらず、後の問で労働時間を回答している場合には、どちらが信頼できる回答か判断できないため、両方不明として集計する。
問 2(2)	1週間の労働時間が、通常考えにくいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って残業時間数を記入している可能性や、月の労働時間数を回答してしまっている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、「16時間未満」又は「120時間超」についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問 2(1) (2)	労働日数と労働時間の関係が不自然なケース（例：労働日数「5日」で週の労働時間「7時間」など）	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って休日数を記入している可能性や、1週ではなく1日あたりの平均労働時間を記入してしまっている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。
問 2(2) (3)	問 2(2)（労働時間数）と（3）（労働時間数階級）の両方に回答があるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、（2）の回答を採用する。 ・ただし、（2）と（3）が矛盾する場合には、どちらが信頼できる回答か判断できないため、両方不明として集計する。
問 2(5)	労働時間について、昨年同時期から「増えた」時間が、通常考えにくいケース（例：今年の労働時間が「60時間」で、増えた時間が「55時間」な	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って、増加幅ではなく昨年の労働時間数そのものを記載してしまっている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。

	ど)	・ただし、昨年の労働時間（今年の労働時間－増えた労働時間）が16時間未満の場合についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問2(6)	労働時間について、昨年同時期から「減った」時間が、通常考えにくいケース（例：今年の労働時間が「60時間」で、減った時間が「70時間」など）	・誤って、減少幅ではなく昨年の労働時間数そのものを記載してしまっている可能性などが考えられるが、事実である可能性が排除できないため、原則としてはそのまま集計する。 ・ただし、昨年の労働時間（今年の労働時間＋減った労働時間）が120時間超の場合についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する。
問3	みなし労働時間が、通常考えにくいケース	・特に「1時間」や「2時間」などと回答しているケースが一定数あり、法定又は所定労働時間を超過する時間を回答している可能性が大いに考えられる。この場合、所属する事業票における回答において、「みなし労働時間－法定又は所定労働時間」の差分が、労働者票問3で回答されている時間数と一致した場合には、労働者票の回答を補正して集計する。 ・その上で、原則としてはそのまま集計する。ただし、「4時間未満」又は「12時間超」についてはエラーとして処理した平均値も併せて表章する
問13(3)	苦情の内容が回答されていないのに、「勤め先の対応」の欄のみ回答がなされているケース	誤って、申出した苦情に対する対応を回答するという設問を意識せずに機械的にすべての欄に○をつけた蓋然性が高いと考えられるため、「勤め先の対応」の回答を無効として処理する。
問20(2) ※問1(2)、 問21(1)も 同様	生年月について、通常考えにくいケース（例：調査時点において中学校卒業前や、100歳以上の場合）	・中学校卒業前又は日本最高齢超の場合には、不明として集計する。 ・その他は原則としてはそのまま集計するが、問1(2)などと矛盾する場合には、総合的な判断を行う。
問20(2)	生年月について、「月」だけ空欄・不明のケース	年齢不明とはせず、1～10月生まれとみなして年齢を計算する。（例：「2000年？生まれ」→調査時点（2019年10月31日時点）で19歳とみなす。）